



長崎市労政だより



長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせをお届けしています。

～平成31年4月24日号～

●厚生労働省からのお知らせ

- 1 「働き方改革支援ハンドブック(2019年2月改訂版)」について
- 2 ポータルサイト「確かめよう 労働条件」について
- 3 ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進について
- 4 自己診断サイト「スタートアップ労働条件」について

●長崎県からのお知らせ

- 5 労働相談情報センターの業務運営の見直しについて
- 6 県が取り組む働きやすい職場づくりへの支援等について

●公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会からのお知らせ

- 7 労働法令周知用リーフレットについて

●女性活躍推進企業について

- 8 女性活躍推進企業「えるぼし」認定企業に市内事業所が新たに認定！

●アマランスからのお知らせ

- 9 「派遣講座」のお知らせ

●「長崎キラリ☆カンパニー」ご紹介企業

- ・株式会社 三基
- ・医療法人協治会 杠葉病院

1 「働き方改革支援ハンドブック(2019年2月改訂版)」について

働き方改革を推進するための関係法律の整備する法律(平成30年法律第71号)が本年4月より順次本格的に施行されること等を踏まえ、中小企業等の皆様に働き方改革を一層推進いただけるよう、「働き方改革支援ハンドブック」の内容を充実、更新しました。

なお、本ハンドブックについては以下のHPにも掲載しておりますので、併せて御確認いただけましたら幸いです。

○厚生労働省ホームページ「『働き方改革』の実現に向けて」

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

○ミラサポ「働き方改革への取り組み」

URL: <https://www.mirasapo.jp/index2.html>

お問い合わせ先 厚生労働省 労働政策担当参事官室
電話: 03-3502-6726(直通)
中小企業庁 経営支援課
電話: 03-3501-1763(直通)

2 ポータルサイト「確かめよう 労働条件」について

厚生労働省では、平成26年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」、「経済財政運営と改革の基本方針2014」により、若者の活躍推進の観点から、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策を強化しているところです。

その取組の一環として厚生労働省において、労働基準法等の基礎知識や相談窓口等をまとめた労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」を運営しております。

市の窓口にも、「確かめよう 労働条件」に係るチラシを設置しておりますので、ぜひご覧ください。

○「確かめよう 労働条件」

労働条件や労働関係法令に関する情報を掲載した総合情報サイトです。

確かめよう労働条件

検索

お問い合わせ先

厚生労働省労働基準局監督課
特定分野労働条件対策係

電話：03-5253-1111（内線5542）

3 ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進について



今年のGWは10連休 休暇を加えて自分流バケーションも
— 労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しましょう —

労働基準法が改正され、年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となります。年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

なお、下記の時間単位の年次有給休暇取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入することは、年次有給休暇の取得を促進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

※年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

仕事休もっ化計画

検索

お問い合わせ先

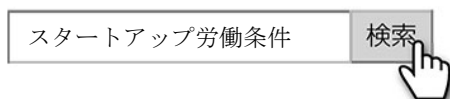
長崎労働局 雇用環境・均等推進室
電話：095-801-0050

4 自己診断サイト「スタートアップ労働条件」について

厚生労働省では、平成28年6月2日に閣議決定された「規制改革実施計画」で、健康・安全・安心に働ける職場づくりのためには、使用者に対し、自主的な法令知識の取得を促すことが重要とされていることなどを受け、事業場における労務管理等の知識不足によるトラブルの発生を防止するため、使用者に対する労働関係法令等の周知にかかる取組を強化しているところです。

その取組の一環として厚生労働省の委託事業(受託者:株式会社廣済堂)において、設問に回答することにより、事業主が労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断や時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)の作成支援を受けられるサイト「スタートアップ 労働条件」を運営しております。

市の窓口にも、「スタートアップ 労働条件」に係るリーフレットを設置しておりますので、ぜひご覧ください。



お問い合わせ先

厚生労働省労働基準局監督課
特定分野労働条件対策係
電話:03-5253-1111(内線5542)

5 労働相談情報センターの業務運営の見直しについて

長崎県では、労働問題に対応するため、平成11年4月に長崎市と佐世保市に労働相談情報センターを設置し、労使からの労働相談に対し、相談員による相談体制の充実と相談業務の積極的な広報に努めてきたところです。

今般、県の財政構造改革のための総点検による見直しの結果、平成31年度より別紙のとおり業務の見直しを行うこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、労働相談情報センターについては、県のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

【県ホームページURL】

○長崎労働相談情報センター

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/na-rodod-c/>

○佐世保労働相談情報センター

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/rodod/sa-rodod/>

※上記URL又は「労働相談情報センター」で検索してください。

お問い合わせ先

長崎県産業労働部雇用労働政策課
労政福祉班
電話:095-895-2714

(別紙)

労働相談情報センターのご案内

労働相談情報センターは、労働条件や労使関係など職場で起こる様々なトラブルを解決するための皆さまの身近な相談の場です。ご一緒に解決の方向を考えます。相談は無料、秘密は厳守します。職員による相談のほか、弁護士による相談も利用できます。

※下線は平成31年度からの変更箇所です。

【電話による労働相談】

※平成31年度より電話相談は全て長崎労働相談情報センターで対応いたします。

(開設時間) 月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時まで

フリーダイヤル: 0120-783-258 TEL: 095-821-1457

フリーダイヤル: 0120-783-369 TEL: 095-820-0166

【面談による労働相談】

(長崎) 月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時まで

(佐世保) 毎週水曜日(祝祭日を除く) 午前10時～午後5時まで

【弁護士による特別労働相談】

- ・毎月第4水曜日(祝祭日を除く) 午後1時30分～午後3時30分まで
- ・実施場所

(長崎) 県庁行政棟5棟

(佐世保) 県北振興局本館4階

※弁護士による相談は、事前予約が必要です。

【所在地】

○長崎労働相談情報センター

〒850-8570

長崎市尾上町3-12

長崎県庁行政棟5階

○佐世保労働相談情報センター

〒857-8502

佐世保市木場田町3-25

県北振興局本館4階

6 県が取り組む働きやすい職場づくりへの支援等について

4月1日から働き方改革関連法が順次施行されるに当たり、法の周知と履行確保を確実なものとするを目的に、去る3月28日、下記のとおり、労使団体、県、国で構成する「ながさき働き方改革推進協議会」から「時間を大切に作る県、長崎県！」のアピール文の発表を行いました。

「時間を大切に作る県、長崎県！」に取り組みます

本県においては、年間総労働時間が全国平均より長く、年次有給休暇の取得率が低調な状況にあり、年齢や性別に関わらず、誰もがいきいきと暮らし、働くことができる地域づくりを進めるためには、ワーク・ライフ・バランスを推進し、県内に魅力ある職場を作り出していくことが重要です。

私たち、県内の労使団体と行政は、平成22年11月にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指した『長崎県7者宣言』で長時間労働の改善を始めとして年次有給休暇の取得促進や仕事と生活の調和のとれた働き方を推進することを宣言し、その後も、「ながさき働き方改革推進協議会」として、その取り組みを継続的に行ってきました。

また、若者の県外流出、急速に進む少子高齢化といった喫緊の課題に対応し、若者をはじめとした人材の県内定着と優秀な人材の確保を進めるため、県内企業の採用力強化に向けた主体的な取組を促すととともに、長崎県働き方改革推進支援センターの専門家による支援や誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（Nぴか）のさらなる取得拡大など県内企業における職場環境の改善に取り組んでいます。

平成31年4月からは、「働き方改革関連法」が順次施行され、「働き方改革」への取組が本格化する中、私たちは、いきいきと働き暮らせる社会づくりのため、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等、すべての人にとって「働く時間」「生活する時間」「休息する時間」のそれぞれの価値を高めていくことに取り組みます。

平成31年3月28日

「ながさき働き方改革推進協議会」

長崎県経営者協会、長崎県中小企業団体中央会

長崎県商工会議所連合会、長崎県商工会連合会

日本労働組合総連合会長崎県連合会

長崎県、九州経済産業局、長崎労働局

県においては、年間総労働時間が全国平均より長く、年次有給休暇の取得率が低調な状況にあり、県内企業における職場環境の改善により、若者をはじめとした人材の県内定着と優秀な人材の確保を進める必要があり、県としましては、「誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」(Nぴか)のさらなる認証取得促進に取り組んでまいります。

事業主の皆様

人材確保・定着、働き方改革に「Nぴか」

をご活用ください！

長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度 (愛称:ながさきキラキラ企業)略称「Nぴか」

年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度です。



「仕事と育児・家庭の両立」、「働き方改革」、「女性の活躍推進・男女共同参画」の3分野50項目の得点が50%以上で、得点に応じて「一つ星」から「五つ星」を取得する5段階の認証制度となっています。

認証されると、

- 1 「Nぴか」特設ページやながさき県内就職応援サイト「Nなび」で優良企業として周知
- 2 合同企業面談会での表示や専用のロゴマークの利用が可能
- 3 県の建設工事の入札参加者格付審査項目で加点

などのメリットがあります。

◎認証までの流れ

申請から認証まで2ヶ月程度の期間を要します

「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度審査表」をチェック
※まずは、審査票(様式第2号)の内容を確認し、自社の取組をチェックしてください

STEP1 (企業) ⇒ (県) 認証の対象となるか自己確認

※自己チェックの結果、得点が認証基準の50%以上となる場合は、チェックした審査票と就業規則や育児・介護休業規定等の制度がわかる書類を県に提出してください。

STEP2 (県) ⇒ (企業) 書類確認の内容を基に、企業に訪問し審査票を確認

※企業に訪問し、審査票の全項目について確認します。

「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証申請書類等を提出

STEP3 (企業) ⇒ (県) 申請書(様式第1号)に審査票(様式第2号)関係資料を添えて提出 (県) 申請内容を審査

※審査票の項目以外に、「就業規則等の社内規則を規定し社内に周知していること」や「過去に労働関係法令に違反する重大な事実がないか」等の要件も満たす必要があります。

「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」として認証

STEP4 (県) ⇒ (企業) 認証書の交付、HP等での周知

特設ページで事例やセミナー情報など発信中!

Nぴか

検索

<https://n-pika.pref.nagasaki.jp/>

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班(県庁新庁舎5階)
電話:095-895-2714(ダイヤルイン) FAX:095-895-2582
E-mail:s05460@pref.nagasaki.lg.jp

～平成30年度Nぴか企業認証書交付式～



平成31年度3月15日に県庁において、平成30年度にNぴか認証を取得した企業の認証書交付式が行われました。

今回出席されたNぴか認証企業は以下のとおりです。

- ・社会福祉法人遊歩の会
- ・株式会社HAC 長崎オフィス
- ・メットライフ生命保険株式会社 長崎サイト
- ・九州ワーク株式会社
- ・アリエス株式会社
- ・株式会社ネクスト・プラス 事務所
- ・社会福祉法人長崎厚生福祉団
- ・島原ソフトウェア株式会社
- ・株式会社三基
- ・社会福祉法人南高愛隣会
- ・医療法人協治会杠葉病院
- ・NBC情報システム株式会社
- ・株式会社ミカド観光センター
- ・社会福祉法人平成会
- ・東京海上日動火災保険株式会社 長崎支店
- ・リコージャパン株式会社 長崎支社
- ・ANAコンポーネントテクニクス株式会社
- ・井手薬品株式会社
- ・長崎事業所
- ・長崎菱電テクニカ株式会社
- ・株式会社中原建設
- ・ANAテレマート株式会社 長崎支店
- ・税理士法人中央総合会計事務所 長崎オフィス
- ・株式会社橘高



Nぴか

検索



7 労働法令周知用リーフレットについて

全国労働基準関係団体連合会は、厚生労働省の許可を得て設立された公益社団法人であり、労働基準法をはじめとする労働関係法令の周知啓発等を目的とし、書籍の制作・販売、研修等の事業を全国的に展開しています。その一環として、今年度は、厚生労働省から受託した「労働法教育に関する支援対策事業」で、若い人達が働く際の留意事項等を普及・啓発するためのリーフレットを作成しました。

市の窓口でリーフレットを設置しておりますので、ぜひご覧ください。

お問い合わせ先

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会

電話：03-5283-1030

8 女性活躍推進企業「えるぼし」認定企業に市内事業所が新たに認定！



「社会福祉法人 正道会」が県内で3社目の認定企業に！



平成31年1月22日に、長崎市かき道の「社会福祉法人 正道会」が長崎県内企業としては3社目の「えるぼし」認定企業となりました。

評価項目の全てにおいて認定基準に適合し、認定最高位である3段階目のえるぼしを取得しました。



社会福祉法人 正道会 ホームページ

URL：<http://seido-kai.com/>

「えるぼし」とは、一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進に関する取組みの実施状況等が優良な事業主に対して、都道府県労働局への申請および審査を受けた結果、厚生労働省から受ける認定制度です。

認定の段階区分は3段階あり、全部で5つある評価項目の取組状況に応じて認定されます。認定マークは、商品や広告、求人票などに付すことができ、優秀な人材確保や企業イメージの向上などに繋がることを期待されます。

評価項目	
採用	男女別の採用における競争倍率が同程度
継続就業	平均継続勤務年数の男女比が一定以上
労働時間等の働き方	労働者1人あたりの時間外労働・休日労働の合計時間数の平均が全ての月において一定未満
管理職比率	管理職に占める女性の割合は、産業ごとの平均値を上回る
キャリアコース	多様なキャリアコースがある

9 「派遣講座」のお知らせ

男女共同参画に関する研修会や授業などに専門講師を派遣する「派遣講座」を実施します。
職場や学校での研修、グループでの勉強会などに活用しませんか。

- 対象 市内にお住まいか、通勤・通学されている企業や団体、グループ
(原則15人以上ご参加ください)
- テーマ 男女共同参画に関するもの
(例)「男女共同参画とは」「セクハラ・パワハラ対策」「DVの防止」
「LGBTの基礎知識」「男女で関わる介護や育児」ほか
- 日時 ご希望の日時(原則、平日2時間程度)
- その他 講師料は無料ですので、会場をご準備ください。
申込方法、テーマ、日時などについては事前にご相談ください。



お問い合わせ先

男女共同参画推進センター アマランス

電話: 095-826-0018



「長崎キラリ☆カンパニー」ご紹介企業

長崎ケーブルメディアで放送中の情報番組「ケーブルワイド
なんでんカフェ」の中で長崎地域のキラリ輝く企業を紹介して
います！放送は毎月第2火曜日です。これまでにご紹介した企業は、
長崎市ホームページやYouTubeでもご覧いただけます！



長崎キラリカンパニー 検索

お問い合わせ先

長崎市 産業雇用政策課

電話:095-829-1313

株式会社 三基

(平成31年3月放送)

(株)三基は、創業以来、建設業を事業の主体としておりましたが、新たに再生可能エネルギーを活用したエネルギー事業も手掛けるなど、幅広い分野へのチャレンジを続けている会社です。

社長さんにお話を伺うと「これから中小企業が生き抜いていくためには、従来の建設業だけでなく、将来を見据えた独自の事業が大事になる」と仰っていました。

新たな事業へのチャレンジを積極的に行っている三基ですが、社員へのサポートも手厚く、取材した方は「社員全員にサポートが行き届いている会社です！」と胸を張っていました。

会社全体で新たなチャレンジを行い、会社の成長を感じながら、会社の成長とともに自分自身のスキルアップも行うことのできるキラリ☆カンパニーです。



医療法人協治会 紅葉病院

(平成31年4月放送)

紅葉病院は、約100年前の大正13年に長崎県内初の民間の精神科病院として創設された、歴史と伝統のある病院です。

スタッフみなさんが、笑顔で、とても楽しそうに仕事をしていましたが、その秘訣を取材した方に伺うと「スタッフ全員に、患者さんに入院生活を楽しく過ごしてもらおうという意識があり、その意識がスタッフ同士の関係にも根付いているので、職場がとても楽しく充実している」と仰っていました。

法人としてもスタッフの働きやすさを重要視しており、長崎県が働きやすい職場づくりを実践している企業を認証する制度「Nぴか」の認証を受けたほか、同様の趣旨で厚生労働省が認定を行う「ユースエール認定企業」として長崎県内の医療法人で初めて認定を受けています。

そのほか、スタッフのスキルアップ支援にも力を入れており、楽しく仕事をしながら、スキルアップも手助けしてもらえらという、スタッフへの優しさにも溢れるキラリ☆カンパニーです。

